

岩沼市津波避難計画の改定要旨

1. 津波避難先の追加指定

プロロジスパーク岩沼 I / 岩沼市空港南三丁目 2 - 3 5 / 令和 4 年 1 0 月 3 1 日指定
日本梱包運輸倉庫(株)岩沼営業所 / 岩沼市空港西二丁目 1 番 / 令和 5 年 2 月 1 日指定

2. 避難対象地域の検討

宮城県が公表した津波浸水想定を基に、避難すべき地域について地理情報システム（GIS）を用いて整理・設定し、休日、昼間人口の区分による就業者、観光客、渋滞等の予測される不確実性も考慮し、既存情報等をもとに避難の安全性を考慮し、対象地域を検討した。

3. 避難指示対象区域の見直し

種類	発表基準	市が発表する避難の情報	発令区域	とるべき行動
大津波警報	3 mを超える場合	避難指示	市道東部線より東側の区域 ※総合体育館、市民会館、 総合南東北病院東側の道路から東側の区域	避難指示の発令区域より内陸側（西側）へ、直ちに避難してください、ここなら安全と思わず、より早く、より高く、より遠くを目指して避難してください。
津波警報	1 mを超え、3 m以下の場合		海岸堤防より海側、 阿武隈川河口付近	海岸線や河口から直ちに離れ、海岸堤防より内陸側（西側）へ避難してください。
津波注意報	0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合			

4. 避難困難地域の避難基準の検討

町内会等の地域コミュニティごとに、津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間（避難可能時間）に避難が可能な距離（範囲）を、GISを用いて設定し、避難目標地点へ到達できない避難困難地域を抽出した。

津波浸水想定区域、避難困難地域等のデータは、3次元表示システム上に登録し、地形や津波浸水想定区域、避難困難地域等の関係について、視覚的に確認できる環境を構築したことから、個別地域における避難経路の確認などへの対応も可能となっている。

5. 避難路の設定検討

避難路については、復興整備事業及び平成 2 6 年度の津波避難計画作成業務における検討結果、宮城県津波対策ガイドラインの内容等を踏まえ、避難対象者、避難者数、交通量、避難場所等の設定条件を考慮し、分散避難を基本とした。

なお、分散避難については、徒歩での移動が困難な地域があること、自動車を主な移動手段としている方が多いことなどの理由から、徒歩避難に加えて自動車での避難を考慮するものとし、避難時に使用可能な農道も設定に加え、新たに導入した 3 次元表示システム上で確認できるようデータ登録を行った。

6. 避難訓練の実施

分散避難を基本とし、各町内会等が検討した避難路を使用した総合防災訓練や自主防災訓練を実施し、訓練後は評価を行い、課題を明らかにして、必要に応じて改善を行うものとする。